

○市町村消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例施行規則

(昭和54年4月2日規則第12号)

改正

昭和58年12月27日規則第12号

令和4年2月28日規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、市町村消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例（昭和54年組合条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(賞じゆつ金・殉職者特別賞じゆつ金内申書の提出)

第2条 福島県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）規約別表第2中3の下欄に掲げる市町村長及び市町村の一部事務組合の管理者（以下「市町村等の長」という。）は、当該消防職員及び消防団員について条例第2条又は第3条の2に定める賞じゆつ金授与事由に該当する者があつたときは、速やかに賞じゆつ金・殉職者特別賞じゆつ金内申書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて組合の管理者（以下「管理者」という。）に提出するものとする。

- (1) 功績調書（様式第2号）
- (2) 団員履歴書（様式第3号）
- (3) 災害についての状況調書
- (4) 戸籍謄本（殉職者の場合）
- (5) 医師の診断書（殉職者の場合は、死亡診断書。障害者の場合は、障害の程度及び障害等級を記した診断書。）
- (6) その他管理者が必要と認める書類

(報告)

第3条 消防賞じゆつ金等審査委員会の委員長は、審査の結果について書面をもって管理者に報告するものとする。

(決定通知)

第4条 管理者は、前条の報告に基づき賞じゆつ金又は殉職者特別賞じゆつ金の授与を決定したときは、速やかにその旨を付して当該市町村等の長に通知するものとする。

(授与方法)

第5条 賞じゆつ金又は殉職者特別賞じゆつ金は、市町村等の長を経由して本人又はその遺族に授与する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則 (昭和58年12月27日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年2月28日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。